

「循環・共生・協働のまち みたか」をめざして 市・市民・事業者の協働による環境保全への取り組みが始まります

三鷹市環境基本計画を策定

市民や事業者のみならずも参加した検討会議により平成13年2月から議論されてきた「三鷹市環境基本計画」が、今年3月に策定されました。

この計画は、今後、三鷹市が自然環境保全や公害防止への対応はもとより、幅広い地球環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進していくことを目的に策定したものです。

また、市民や事業者のみならずの行動指針として、環境負荷の少ない日常生活や事業活動のあり方を示しているのが特徴です。

計画の概要をご紹介します。

安全に係る行動の指針を示します。

③環境保全の確かな実施を促し、取り組みの成果を把握します。

近年の大量生産・大量消費、環境問題を解決するために、大規模な社会経済システムやライフスタイルを見直し、市・市民・事業者がそれぞれの役割と責任を担い、「循環・共生・協働のまち」を築いていきます。

①環境保全の具体的な方向性を示します。
②市・市民、事業者の環境

具体的な取り組みの期間は、平成14年度～平成22年度の9年間とします。なお、社会経済状況の変化や新たな科学的知見に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

環境基本計画の体系

5つの環境目標と21の施策

環境目標	21の施策
環境目標1 安全で快適なまちの暮らしを実現する	1. 化学物質による汚染防止対策 2. 騒音・振動及び近隣公害対策 3. 自動車利用を抑制する交通体系の構築
環境目標2 健全な自然のサイクルを維持し回復する	4. 水の循環 5. 大気の循環 6. 土の循環 7. 緑の循環 8. 循環型農業の推進
環境目標3 資源やエネルギーを大切に、循環して利用する	9. 省資源と省エネルギーの推進 10. 未利用資源・未利用エネルギーの活用 11. 環境負荷の少ない購買の実現 12. ごみの減量・資源化 13. 環境保全型の建設・整備事業の推進
環境目標4 直面する地球環境問題へ身近なことから取り組む	14. 酸性雨対策 15. 地球上の森林資源の保全 16. 地球温暖化防止への行動
環境目標5 環境保全への取り組みは、みんなが協働して取り組む	17. 協働による環境保全の推進 18. 環境負荷低減の管理システムの構築 19. 円滑な環境情報の整備 20. 環境学習の推進 21. 良好な環境による健康づくりと、環境保全を介した福祉の推進

市民と事業者の具体的な行動

<市民>

- 車の利用をできる限りの控え、公共交通機関や自転車を利用する。
- 冷暖房機は、適正な温度設定(冬季20℃以下、夏季26℃以上)で使用し、さらに、カーテン、ブラインドにより冷暖房効率をUPする。
- 再生紙や再生紙製品を優先的に利用する。
- 環境問題や自らのライフスタイルを見直す学習の機会に積極的に参加する。

<事業者>

- 低公害車の導入やディーゼル車等へのDPF(粒子状物質減少装置)などの改善を積極的に行う。
- 商品の量り売りやばら売り(野菜・食品等)により包装材の使用をできる限り少なく、消費者自前の買い物袋の普及に協力する。可能な限り包装を回避する。
- 事業活動に伴って排出される二酸化炭素を削減するため、課題や問題点を把握し、改善のための諸施策に取り組む。
- 事業活動における環境負荷を低減するため、自主的な環境管理システムを整備し適用する。

例えば こんなことを

三鷹市が目指す環境像「循環・共生・協働のまち みたか」



みんなで守ろう地球の環境!!

くわしくはホームページ <http://www.city.mitaka.tokyo.jp/kankyo/kihonkeikaku> をご覧ください。また、「三鷹市環境基本計画」の冊子(本編・概要版)は、環境対策課(市役所5階)、各市政窓口、各コミュニティセンターの窓口で配布しています。

市民のみならずの行動指針

市民や事業者のみならずの具体的な行動を提案して、具体的な行動を提案して

数値目標

計画を確実に実行しているのか、その成果を把握するため、数値目標を設定しています。(別表②)数値目標は毎年検証し結果を公表していきます。

市の重点的な取り組み

計画を効果的に推進していくため、前期(平成14年度～18年度)、後期(平成19年度～22年度)に分けて市が特に重点的に取り組む事項を設定しています。前期では、身近なところから環境への負荷を減らすという認識をもちます。後期では、将来を展望した環境への負荷の導入を取り組みます。

別表② 数値目標を設定しています (毎年検証し結果を公表していきます)

項目	目標値		
	現状	平成16年度	平成22年度
ダイオキシソ類調査の実施	5カ所(10年度)	14カ所	32カ所
バリアフリー道路の延長	1,165m	3,760m	7,280m
バリアフリー化に向けて改修した道路の延長	0m	3,000m	15,000m
雨水浸透ます設置	26,100基	36,600基	52,700基
緑被率	23.40%	維持	維持
1人当たり公園緑地などの面積	4.04㎡	5.00㎡	8.00㎡
1人当たりごみ排出量	977g/1日	970g/1日	950g/1日
一般廃棄物の分別リサイクル率	18.60%	-	29.70%
最終処分場の埋め立て量	5,388t	-	ゼロを目指す
市の事務事業による二酸化炭素総排出量	33,972t	12年度比16.7%削減(18年度)	
騒音、水質、大気、土壌、地下水			各環境基準の達成・維持

忘れていませんか 引っ越しが済んだら 住民登録を

三鷹市内に生活の本拠がある方は、国籍にかかわらず三鷹市に住民としての登録をされていることが必要です。

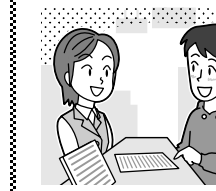
これは、各種市民サービスの適正な提供、住民としての権利や義務の正しい行使のための基本となるものです。

◆日本国籍の方
転入(市外から市内へ)・転居(市内で移動)などの届出は、住所を変更した日または14日以内(市外から市内へ)に届出を済ませる必要があります。

◆外国籍の方
日本に入国し、三鷹市に住むことになった外国人の方は、(90日以内の在留許可を受けて、その期間内にある方を除く)は、外国人登録法に基づき、入国の日から90日以内に外国人登録をしなければならないことになっています。

日本で生まれた場合や日本国籍を離脱した場合は、住所の日から60日以内、また、住所や在留資格・在留期間などの変更があった方は、その変更の日から14日以内に申請をされていることが必要です。

◆市民課住民記録係 ☎内線 23266・外国人登録担当 ☎内線 23262



野崎四丁目、大沢一・四丁目のみなさん プラスチック類分別収集についての アンケートにご協力ください

市では、昨年11月から野崎四丁目、大沢一・四丁目を対象にペットボトル・プラスチック類の分別収集のモデル実施を行っていますが、みなさんのご意見などを伺うため、アンケートを実施します。

アンケート結果は、今後の取り組み方を検討する貴重な資料として利用させていただきますので、みなさんのご協力をお願いします。

◆調査方法 野崎四丁目、大沢一・四丁目の全世帯に調査票を配布します。ご記入のうえ5月27日(月)までにポストに投函してください。

⇒ごみ対策課 ☎内線2533～2535